

大型トラクター操作技能習得研修実施要領

1 目的

本県の農業の担い手となることを目的に学んでいる者及び現在農業を営んでいる者等を対象に、農業機械の安全かつ適正な基本操作及び安全な道路走行に関する知識、技術を習得させるとともに、道路走行上必要な運転免許証の取得を目的とする。

2 実施主体

長野県農業大学校 研修部

3 研修及び免許試験場所

〒384-0807 小諸市大字山浦4857-1 TEL 0267-22-0214 FAX 0267-22-0241

4 研修内容

農業機械に関する基礎知識及び安全かつ効率的に使用するための基本的な運転操作、耕うん等の技術及び農作業安全等に関する知識、技術を習得するとともに、農業用トラクター等の運転に必要な大型特殊免許（農耕車限定）及びけん引免許（農耕車限定）の取得に向けた研修を行う。

5 受講対象者及び受講条件

長野県内で農業を学ぶ農業大学校等の学生、農業研修生（新規就農里親前基礎研修生、新規就農里親研修生）、その他研修部がかかわる研修に参加する者、自営農業者及び農業従事者（農業法人の従業員、農業法人独自の研修生）等。

6 受講者条件

(1) 長野県公安委員会交付の運転免許証を所持する者であること。（運転免許証の現住所が長野県内であること。）

氏名、本籍・国籍等、住所に変更があった場合は、速やかに変更の手続きをすること。

(2) 大型特殊（農耕車）研修の希望者は、普通・準中型・中型運転免許を所有し学科試験が免除される者であること。

(3) けん引（農耕車）研修を希望する者は、大型特殊又は大型特殊（農耕車）免許の保有者であること。

また、本校での大型特殊（農耕車）運転免許試験に合格した者で、けん引（農耕車）の研修を希望する者は申込み時に大型特殊（農耕車）運転免許証の交付を受けている者であること。

(4) 視力（裸眼又は矯正後の視力）が基準を満たしていること。

運転免許試験の適性試験（下記参照）に合格しない者は運転免許試験を受験できない。

視力に不安のある者は眼鏡等を準備しておくこと。

ア 大型特殊（農耕車）

片眼各0.3以上、両眼で0.7以上、ただし1眼の視力が0.3に満たない者、若しくは1眼が見えない者については、他眼の視野（左右）が150度以上で視力が0.7以上であること。

イ けん引（農耕車）

片眼各0.5以上、両眼で0.8以上、深視力誤差2cm以内であること。ただし、両眼の内1眼の視力が0.5に満たない者、若しくは1眼が見えない者については受験できない。

(5) 外国籍者は日本の運転免許証を有し、長野県公安委員会交付の運転免許証に記載現住所が長野県内であること。

原則、研修期間及び試験日に通訳が同席すること。

運転免許試験日は関係書類の作成等の手続きがあるため通訳が同席すること。

(6) 運転免許試験合格後、新運転免許証交付日までの間に長野県外へ転居及び就労等の予定がある者は受講できない。

(7) 研修期間が現有運転免許証の更新期間内となる者は、更新手続きを済ませておくことを推奨する。

(8) 運転免許の停止又は取り消し等の行政処分を受けることが、通知されている者は受講できない。

受講許可通知受け取り後に該当事項となった場合は速やかに農業大学校研修部まで連絡すること。

研修申込～受講までの流れ

郵便（封書）で申し込む

- ◆ 受付期間は4ページの9 研修実施期日表を参照
- ◆ 9ページの様式第1号受講申込書に記入し封書で下記住所に送付する。
- ◆ 期限厳守（必着）
- ◆ 必ず110円切手を貼った返信用封筒を同封する。

送付先 〒384-0807
小諸市大字山浦 4857-1 長野県農業大学校 研修部

研修部へ送付
【選考・抽選】

◆ 研修部からは受付期間の翌週金曜日までに選考結果を送付する。

受講不可返信を受け取ったら

◆ 次回以降も希望する場合は再度申し込む

受講許可返信を受け取ったら
※ 受講月日、持ち物、経費等の通知

- ◆ 指定日までに次の書類等を研修部へ送付する
- ア 申請書
 - ・ 11ページの様式第2号受講申請書
- イ 添付書類等
 - ・ 6ページの14 受講申請（3）添付書類等を参照
 - ・ 運転免許申請用写真（2枚）は上記及び10ページの別紙1を参照

受講許可者から研修部へ送付
【申請書、写真等の確認】

◆ 写真が基準を満たさない場合は受講許可を取り消す場合がある。

※原則、健康上の理由以外はキャンセルはしない。
※キャンセル料金が発生します。

研修初日の9時から受付

- ◆ 研修費用は現金で納入してください。
 - ◆ 受付時間に遅れる場合は必ず連絡をしてください。
- TEL：0267-22-0214（研修部）

7 申し込み方法

※ 本研修の実施要領 1ページの5受講対象者及び受講条件を読み、受講可能者であることを確認する。

- (1) 受講を希望する者は4ページの9研修実施期日から希望する回の申込受付期間内に郵便（封書）で申し込む。
農業法人等の従業員・研修生等は、雇用主等が申し込み、受講までの連絡は会社又は担当者で行う。
- (2) 9ページの様式第1号受講申込書に必要事項を記入すること。
- (3) 注意事項
 - ア 受講申込書は受講希望者1名につき1枚とする。
 - イ 農業法人の従業員・研修生等の申し込みは雇用主が申し込む。
 - ウ 受付期間を厳守すること。
 - エ 必ず110円切手を貼った返信用封筒を同封すること。
 - オ 農業法人等で複数人を申し込む場合は人数分の110円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

8 受講者の決定等

- (1) 開催回毎に申し込みの有った者から選考及び抽選で決定する。
- (2) 受付期間を過ぎて提出があった者の申し込みは無効とする。
- (3) 受講者は下記の表1を参考にポイントの高い者から決定し、ポイント数が同数の場合は抽選により決定する。
- (4) 農業大学校等の学生及び、研修部主催の研修のプログラムとして受講する者を優先する。
- (5) 農業法人等の事業所からの受講者は1事業所1名とするが、定員に達しない場合はこの限りでない。
- (6) 受講が決定した者の変更はできない。（農業法人の従業員・研修生等の間での譲渡はできない。）
- (7) 受講決定後、受講を取止める場合は速やかに農業大学校研修部(0267-22-0214)まで連絡すること。

表1：選考基準ポイント

項目	ポイント数				
	10	8	6	4	2
年齢	18～39歳	40～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳～
現在の職業	農業経営者 (後継者可) 新規就農里親研修生	農業法人従業者 農業研修者	地域おこし協力 隊員	農業関連会社員	その他
3年後の職業	農業経営者 (後継者可)	農業法人従業者	地域おこし協力 隊員	農業関連会社員	その他・未定
専業就農年数 (農業法人就業年数可)	研修中 10年未満	10～40年	41～50年	51～55年	56年以上 未就農・未研修者
本年度の申込み回数	5回以上	4回	3回	2回	1回

9 研修実施期日

【大型特殊（農耕車）】 記載は令和8年度研修日程

回	申込受付期間	研修期間	試験日
第1回	3月16日(月)～3月19日(木)	5月12日(火)～5月14日(木)	5月15日(金)
第2回	3月30日(月)～4月3日(金)	5月26日(火)～5月28日(木)	5月29日(金)
第3回	4月27日(月)～5月1日(金)	6月23日(火)～6月25日(木)	6月26日(金)
第4回	5月11日(月)～5月15日(金)	7月7日(火)～7月9日(木)	7月10日(金)
第5回	5月18日(月)～5月22日(金)	7月21日(火)～7月23日(木)	7月24日(金)
第6回	8月3日(月)～8月7日(金)	9月29日(火)～10月1日(木)	10月2日(金)
第7回	8月17日(月)～8月21日(金)	10月13日(火)～10月15日(木)	10月16日(金)
第8回	9月14日(月)～9月18日(金)	11月10日(火)～11月12日(木)	11月13日(金)

【けん引（農耕車）】

回	申込受付期間	研修期間	試験日
第1回	4月6日(月)～4月10日(金)	6月9日(火)～6月11日(木)	6月12日(金)
第2回	5月25日(月)～5月29日(金)	7月28日(火)～7月30日(木)	7月31日(金)
第3回	8月31日(月)～9月4日(金)	10月27日(火)～10月29日(木)	10月30日(金)
第4回	9月28日(月)～10月2日(金)	11月24日(火)～11月26日(木)	11月27日(金)

10 定員

大特(農耕車)20人/回、けん引(農耕車)16人/回

但し、最少開催人数は共に10人とする。

11 講師

研修の講師は農業大学校の職員等があたる。

12 運転免許試験

- (1) 研修の全日程を終了した者を対象に、研修終了の翌日に運転免許試験を行う。
- (2) 研修期間中に自己都合で、研修を中断及び欠席した者は運転免許試験の受験はできない。
- (3) 試験の採点及び合否判定は、長野県警察本部交通部の試験官があたる。

13 研修日程

(1) 大型特殊（農耕車）研修

時間 日程	午 前				午 後 ①	午 後 ②
	9:00	9:15	10:00	12:00	13:00	17:00
第1日		受 付	開講式 オリエンテーション	[講] トラクター操作 の基礎知識	[実] 始業点検 トラクター基礎運転練習 第1コース運転練習 終業点検	[講] 道路走行注意事項
第2日			[実] 始業点検 第1コース運転練習 第2コース運転説明		[実] 第2コース運転練習 終業点検	[講] 農作業安全について
第3日			[実] 始業点検 トラクター基礎運転模擬試験		[実] トラクター道路走行練習 終業点検 受験相談	[講] 耕うん作業について 受験上の注意事項 閉講式
第4日			8:10 [試] 運転免許試験		[試] 運転免許試験 片づけ 試験結果発表 解散	

(2) けん引（農耕車）研修

時間 日程	午 前				午 後 ①	午 後 ②
	9:00	9:15	10:00	12:00	13:00	17:00
第1日		受 付	開講式 オリエンテーション	[講] けん引運転 操作の基礎知識	[実] 始業点検 けん引運転練習 第1コース運転練習 終業点検	[講] 道路走行注意事項
第2日			[実] 始業点検 けん引運転練習 試験コース運転説明		[実] 試験コース運転練習 終業点検	[講] 農作業安全について
第3日			[実] 始業点検 試験コース基礎運転模擬試験		[実] 試験コース運転練習 終業点検 受験相談	[講] けん引作業について 受験上の注意事項 閉講式
第4日			8:10 [試] 運転免許試験		[試] 運転免許試験 片づけ 試験結果発表 解散	

14 受講申請

- (1) 受講を許可された者は10ページの様式第2号受講申請書及び添付書類を指定された日までに農業大学校研修部に提出する。申請書は、農業大学校研修部のホームページからダウンロードすることができる。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogyodai/kenshubu/index.html>
- (2) 指定された日までに提出が無い場合は受講許可を取り消しとする。
 - ※ 郵便事情を考慮し早めに提出すること。
 - ※ 提出書類、写真に不備がある場合は再提出の連絡をするので、その指示に従い早急に対応すること。
 - ※ 再提出の指示に対応しない場合や、提出が遅れた場合は受講許可を取り消す場合がある。

(3) 添付書類等

ア 日本国籍の場合

(ア) 運転免許証等の写し

【従来の運転免許証の場合】 運転免許証の表裏の写し

【マイナ免許証の場合】 マイナンバーカードの表の写し、運転免許証情報の写し

(イ) 運転免許申請用写真（縦3cm×横2.4cm）2枚

(ウ) 事前アンケート

イ 外国籍の場合

(ア) 運転免許証等の写し

【従来の運転免許証の場合】 運転免許証の表裏の写し

【マイナ免許証の場合】 マイナンバーカードの表面の写し、運転免許証情報の写し

(イ) 住民票の原本

【従来の運転免許証の場合】 提出する。

住民票には、国籍、在留期間、在留カード番号、中長期滞在の有無、期間及び満了の日の記載があること。

【マイナ免許証の場合】 提出不要。

(ウ) 在留カードの写し

運転免許証、住民票またはマイナンバーカードと在留カード記載住所が一致していること。

(エ) 運転免許申請用写真（縦3cm×横2.4cm）2枚

(オ) 事前アンケート

ウ 【重要】 写真撮影上の注意事項『2枚提出』

提出された写真を直接運転免許証に使うので、基準を満たさない場合は撮り直しを指示することがあるので、別紙1「運転免許申請用写真の基準」及び以下の事項をよく確認し撮影する。

- ・縦3cm×横2.4cm、無帽、正面、上三分身、無背景で申請日前6ヶ月以内に撮影したものとする。
- ・頭の上に4mmの余白をとる。
- ・表面にキズ、汚れが無い。
- ・過去に警察署、運転免許センターに提出した写真は提出しない。
- ・証明写真ボックスで撮影した写真は撮り直し事例があるので、**写真館での証明写真の撮影が望ましい。**
- ・スナップ写真、色メガネ、カラーコンタクト、鼻ピアス等を装着した写真は不採用となる。
- ・メガネレンズが反射した写真は不採用となるので、レンズに光が反射する場合はメガネをはずして撮る。
- ・前髪やメガネのフレーム等で目（目尻等）が隠れないように注意する。
- ・現有免許証の写真と比べ、顔の写りが大きい、または小さくならないようにする。
- ・画像が不鮮明なもの、粒子が粗いものは不採用となる。
- ・背景は無地とし、服色と同色系は避ける。

・画像は加工しない。

※ 表面に汚れ、キズ（クリップ跡等）がつかないように空き封筒等に入れて提出する。

- (4) 長野県内の農業関係大学生については様式第3号学生申請用に様式第4号学生用受講者名簿等の添付書類とともに農業大学校研修部へ提出する。
- (5) 申込書に添付された運転免許証の写し等、個人情報に関する書類は運転免許試験終了後、直ちに適切に処理し本研修以外には使用しない。また、送付された書類等は返却しない。

15 研修費用

(1) 次の費用を研修初日の受付時に現金で納入する。

ア 受講料	15,000円	
イ 運転免許試験受験手数料	2,800円	
ウ 研修雑費	150円	
エ 宿泊費・食費（素泊及び欠食は不可。希望者は様式第1号に記入）		
・ 宿泊費	4月～10月（3泊）	4,250円
	11月（暖房費を含めた3泊）	4,850円
・ 食費	朝600円／食、昼700円／食、夕700円／食 計10食	6,700円
オ 自宅等からの通いの者で昼食弁当を注文する場合は4食×@700		2,800円

※ 料金に変更となる場合がある。

(2) 研修のキャンセルについて

※ 毎年数件の直前及び開始後のキャンセルが有りますが、多くの受講希望者があり、その中から受講を許可されたことを十分に認識願います。

研修をキャンセルする場合には、必ず平日の8時30分から17時の間に速やかに連絡すること。

研修開講7日前（土日及び祝日を除く）から以下のとおりキャンセル料が発生する。

支払い方法等は別途連絡する。

ア 研修開講7日前から	受講料を徴収する。
イ 研修開講3日前から	受講料と宿泊者は、研修1日目の食事代を徴収する。
ウ 当日の研修受付前	受講料と宿泊者は、研修1日目と2日目の食事代を徴収する。
エ 当日の研修受付後	研修費用の全額を徴収する。

16 修了証の交付

長野県農業大学校研修規定により研修修了者に対し修了証書を交付するものとする。

17 持参品

- (1) 運転免許証、眼鏡等（条件付者及び条件が無くても視力に不安が有り眼鏡等を使用している者）
- (2) 筆記用具（黒ボールペン必須）、作業衣等運転に適した服装（半袖、短パン、ジャージ等での受講は不可）、運転に適した履き慣れた靴、雨具、防寒着（必要に応じて）。
宿泊者は、寝巻、着替え、洗面用具等生活に必要なもの。
- (3) 通いの者は昼食を各自で用意する（近隣にコンビニ、食堂等は有りません）。

18 留意事項

- (1) 研修中に未成年者が飲酒、喫煙をした場合は違法行為であるので当事者の研修を中止する。
- (2) 平成26年6月1日からの道路交通法の改正施行に伴い、一定の病気（意識障害等）や安全運転に支障を及ぼす恐れがある者は、安全運転相談を受け（運転免許センター又は警察署）、安全運転相談終了書（以下、終了書）の交付を受けること。終了書がない場合は運転免許試験を受験できないことがある。
また、すでに終了書がある者は事前にその旨を農業大学校研修部へ連絡すること。
別紙2「改正道路交通法の施行に伴う大型特殊免許及びけん引免許取得研修の留意点について」を良く読み、3の項目に該当する者は、受講前に農業大学校研修部（0267-22-0214）へ連絡すること。
- (3) 受講に際しては別紙3「研修館宿泊上の注意事項について」を読み承知すること。
- (4) 運転免許試験に合格した場合は、免許交付まで2～3週間を要する。
合格者は運転免許証の「交付通知書」に従い、交付期日、交付場所を厳守すること。
また、新しい運転免許証の交付までは取得区分の運転は無免許運転となるので注意すること。

大型トラクター操作技能習得研修受講申込書 (一般用)

※ 記入漏れ、間違いが無いように注意してください。

※ 110円切手を貼った返信用の封筒を必ず同封してください。

① 申込者 ※1	
② 住 所 ※2	〒

以下の欄には受講希望者について記入する

③ 氏名・フリガナ	
④ 電話番号(携帯)	
⑤ メールアドレス	
⑥ 生年月日	
⑦ 年 齢	歳
⑧ 性 別	男 ・ 女
⑨ 保有している免許証	従来の免許証 ・ マイナ免許証 ・ 両方
⑩ 希望研修項目	大 特 (農耕車) ・ けん引 (農耕車)
⑪ 希望する回	第 回
⑫ 上記回の研修期間	月 日 ~ 月 日
⑬ 宿泊の希望	希望する ・ 希望しない
⑭ 昼食のみの希望	希望する ・ 希望しない
⑮ 現在の職業	<input type="checkbox"/> 新規就農里親研修生 <input type="checkbox"/> 農業法人の雇用就農者スキルアップ研修生
⑯ 3年後の予定職業	
⑰ 就農年数	
⑱ 本年度の既申込回数	
⑲ 外国籍者の場合 永住権の有無	有 ・ 無
⑳ 外国籍者の場合 通訳者の氏名	

※1 法人の従業員の場合は会社名及び代表者名を記入する。

※2 法人の従業員の場合は会社の住所を記入する。

※3 ⑦⑮⑯⑰⑱は受講者選考の材料となるので必ず記入する。

※4 里親研修生及び農業法人の雇用就農者スキルアップ研修生の場合は□にチェックを入れる。

運転免許申請用写真の基準

写真は2枚送る

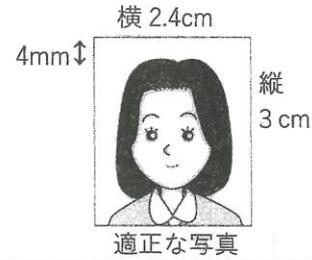
☆ 写真のサイズ

・更新、再交付、試験の手続き ～ 縦3cm×横2.4cm

☆ 頭の上を4mm空ける

☆ 申請日前6か月以内に撮影したもの

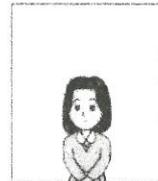
☆ 正面、上三分身、無背景、無帽



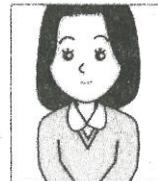
不適正な写真 (例示)



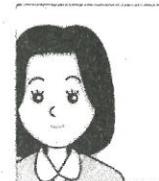
上三分身でない



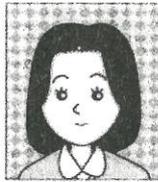
極端に顔が小さい



頭が切れている



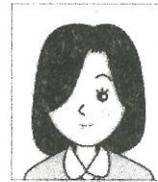
中心からずれている



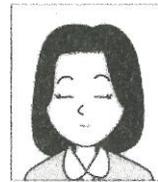
背景が単色でない



スナップ写真



目が隠れている



目を閉じている



影がある



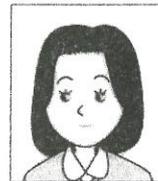
笑顔



帽子等着用



サングラス使用



カラーコンタクト使用



視線が正面でない



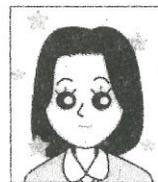
顔を傾けている



正面を向いていない



印刷不良



画像を加工



ピントが合っていない

その他不適正な写真 (例示)

- ★ マスク等を着用しているもの
- ★ めがねが反射して、目がわからないもの
- ★ 不鮮明なもの (明るすぎる、暗すぎる、色が変わっている、キズ又は汚れ等)
- ★ 洋服が見えずに、裸に見えてしまうもの
- ★ 写真用専用紙に印刷されていないもの
- ★ カラーコンタクトレンズには、サークルレンズを含みます。
- ★ 容易に本人識別ができないもの (顔の輪郭が明瞭でない。背景色が黒色等)

大型トラクター操作技能習得研修**受講申請書**

※受講許可通知を受け取った者はこの申請書を提出してください。

年 月 日

長野県農業大学校長 様

〒

住 所

氏 名

貴校にて実施される標記研修について下記のとおり申請します。なお、研修受講の留意事項に従います。

記

1 受講希望研修及び研修期間

受講希望研修	大型特殊（農耕車） ・ けん引（農耕車）
研修・試験期間	月 日 ～ 月 日

2 受講者

(フリガナ) 氏 名	()	生年 月 日	年 月 日	性 別		年 齢	
受講通知送付先住所	〒 -						
受講者電話番号				緊急連絡先			
宿泊希望	有 ・ 無 注) 素泊まりはできません。3泊10食付きとなります。 アレルギーがある場合は記入「 」						
昼食弁当希望	有 ・ 無 注) 4食 アレルギーがある場合は記入「 」						

(注) ・ 上記内容は、運転免許試験申請書に記載するので楷書で丁寧に記入する。

・ 氏名のフリガナ、携帯電話番号(固定電話番号可)を必ず記入する。

・ 緊急時の連絡先は緊急時に申込者、家族等に連絡がつく電話番号等を記入する。

3 添付書類

- ・ 【従来の免許証の場合】運転免許証の写し(表・裏)
- ・ 【外国籍の従来の免許証の場合】上記に加え、在留カードの写し、住民票の**原本**
- ・ 【マイナ免許証の場合】マイナンバーカードの写し(表)、免許証情報の写し
- ・ 【外国籍でマイナ免許証の場合】上記に加え、在留カードの写し
- ・ 免許用写真(縦3cm×横2.4cm) 2枚(表面にキズ、しわ、汚れ等を付けないこと)
- ・ 事前アンケート

※免許用写真は別紙1をよく確認し、できる限り写真館等専門店で撮影すること。

大型トラクター操作技能習得研修受講申請書 (学校用)

番 号
年 月 日

長野県農業大学校長 様

学 部 長
研究科・実科長
団 体 の 長

農業機械利用技能研修の受講については、別添受講者名簿のとおりです。
なお、研修受講に当たっては、研修受講の留意事項及び研修館宿泊上の注意事項に従います。

1 受講希望研修及び研修期間

受講希望研修 (希望研修に○をする)	・大型特殊 (農耕車) ・けん引 (農耕車)
研修・試験期間	月 日 ~ 月 日
受講人数	
担当者名	
担当者緊急連絡先	

2 添付書類等

- ・様式第4号 学生用受講者名簿
- ・【従来の免許証の場合】 該当学生の運転免許証の写し (表・裏)
- ・【外国籍で従来の免許証の場合】 上記に加え、該当学生の住民票の**原本**、在留カードの写し
- ・【マイナ免許証の場合】 該当学生のマイナンバーカードの写し (表)、マイナ免許証情報の写し
- ・【外国籍でマイナ免許証の場合】 上記に加え、該当学生の在留カードの写し
- ・各学生の免許用写真 (縦3cm×横2.4cm) 2枚
- ・事前アンケート

3 その他注意事項

- ・緊急連絡先には学校 (団体) の担当者に連絡できる携帯電話番号または固定電話番号等を記入すること。

様式第4号 学生用受講者名簿

番号	(フリガナ) 氏名	生年月日	年齢	国籍	性別	携帯電話又は 固定電話番号	免許証の形態 (従来・マイナ・ 両方)	現有免許種類	宿泊 (宿泊者 に○印)
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

・氏名にはフリガナを記入すること。

・学生寮等に寄宿する者については、帰省先の電話番号または携帯電話番号を記入すること。(寮等の電話番号は不可)

改正道路交通法の施行に伴う

大型特殊（農耕車）及びけん引（農耕車）免許取得研修の留意点について

長野県農業大学校研修部

1 内容

平成26年6月1日から改正道路交通法の施行に伴い一定の病気等や、意識障害等の持病のため、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある場合は、道路交通の安全確保の観点から試験が受けられない場合がある。

そのため、意識障害等の持病がある方で、最寄りの免許センターの安全運転相談終了書を交付されていない場合は、研修の受講を認めず途中で中止の場合があると同時に、研修を受けても運転免許試験を受験できない。

2 法改正の背景

平成23年4月18日に鹿沼市で発生したクレーン車による登校中の児童6名死亡事故や平成24年4月12日に京都市で死傷者多数等の交通事故発生等を踏まえ法律が改正された。

3 運転免許センター等との安全運転相談について

下記の項目について、1つでも「はい」との回答がある場合は、受講前に農業大学校研修部（0267-22-0214）に連絡すること。

連絡せず受講した場合は、研修中止の場合があると同時に、運転免許試験の受験ができないことがある。

記

- (1) 病気（病気の治療に伴う症状を含みます）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがあるか。
 - (2) 病気を原因として身体の全部又は一部が一時的に思い通りに動かせなくなったことがあるか。
 - (3) 十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中活動している最中眠り込んでしまった回数が週3日以上あったことがあるか。
 - (4) 飲酒を繰り返し絶えず体にアルコールが入っている状態を、3日以上続けたことが3回以上あるか。
 - (5) 病気の治療のため医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上あるか。
 - (6) 病気を理由として医師から免許の取得、又は運転を控えるよう助言を受けているか。
 - (7) 意識障害等の持病があるか。
- 4 上記(1)～(6)については、運転免許試験の「質問票」で回答する項目であるが、本質問内容と若干違いがある。
- 5 なお、運転免許試験時の「質問票」に虚偽の記載をして提出した場合は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられる。

研修館宿泊上の注意事項について

1 宿泊部屋の使用

- ・整理整頓に心がけ、綺麗に使用すること。
- ・汚れた作業着等では入室しないこと。

2 生活関係

(1) 食事、飲食等

- ・飲食は必ず決められた場所で時間内に済ませること。
- ・宿泊部屋、ロビーでの飲食は禁止。
- ・食事の準備及び片付けはセルフサービスとする。
- ・食後、残飯等は指定された容器に入れ、お弁当の容器は指示に従い片づけること。
- ・食後はテーブルの上を拭くなど、使用した場所及び汚した場所は各自で清掃すること。
- ・使用した食器等は使用者が必ず洗い元の位置に戻すこと。
- ・ポットは空炊きしないよう注意すること。

(2) 入浴

- ・講義等終了後から 22 時までとなり、22 時以降お湯は出ないので使用しないこと。

(3) 寝具

- ・シーツ、枕カバー等を必ず使用し、パジャマ等も必ず着用すること。
- ・研修最終日の朝には、シーツと枕カバーだけを外して各階にある青いケースに入れること。
- ・退室時には布団、毛布等は入室時と同様に部屋の隅に整頓して積んでおくこと。

(4) ゴミ

- ・燃えるゴミと資源ゴミは分別を行い所定の場所に出すこと。
- ・カン、ビン、ペットボトル（ラベルは剥がし資源ゴミへ）は、容器の中を水で洗い所定の場所に出すこと。

(5) 冷蔵庫

- ・冷蔵庫を使用する場合は各自で管理を行うこと。

3 清掃

研修期間中は分担表に従い、決められた場所、時間に行うこと。
宿泊部屋は研修終了後の退室前に必ず掃除し、ゴミは分別し 1F の所定の場所に出すこと。

4 忘れ物

研修が終了し解散時に宿泊室、研修室等必ず確認すること。
忘れものがあつた場合 7 日間は保管するが、連絡がない場合は処分する。

5 その他注意事項

- (1) 他者に迷惑のかかる行動はしないこと。
- (2) 貴重品類は各自の責任で管理すること。
- (3) 施設、機器類を故意に破損した場合は、修繕費・修理費を請求する。
- (4) 研修館及び各施設内は禁煙。喫煙は決められた場所で行うこと。
- (5) 退去時に宿泊部屋等使用カ所の点検を行い、施設の破損等が確認された場合は、修繕費等を請求する。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の感染防止の 3 つの基本（身体的距離の確保、人ごみの中でのマスクの着用、手洗い手指の消毒）など基本的な感染防止策を徹底すること。
- (7) 未成年者の飲酒、喫煙は法律で禁じられていますので法律を遵守すること。
- (8) 本館周辺には自販機等がないので飲料水等は自身で用意すること。

6 緊急時等の対応

体調不良、その他問題等が生じた場合は研修担当者、又は夜間は宿直者（1 号室）に申し出て、その指示に従うこと。